

## 議案第 1 号

### 太田市地域公共交通活性化協議会の規約の改正について

#### 1 協議内容

平成 28 年 4 月 1 日付けの機構改革により、事務局の部署名が変更となりましたので、規約第 11 条第 2 項を下記のとおり変更するため協議いたします。

#### 太田市地域公共交通活性化協議会規約新旧対照表

新	旧
第 11 条 2 事務局は、 <u>太田市市民生活部交通対策課</u> に置く。	第 11 条 2 事務局は、 <u>太田市総務部交通政策課</u> に置く。